~18歳からの「君ならどうする?」~ 若年者のための消費生活サポート情報



第9号 2022. 1. 25

知人や友人からの誘いでも、 契約は慎重に!



事 例

知人から「3万円の美容液とサプリメントのセットが2万円で 買える」と誘われた。マルチ商法のようだったので、会員にはな らないと伝えたうえで商品だけ注文した。申込手続きは知人がス マホで行い、クレジットカードで決済した。

後日、自宅に商品が届いたが、確認するとクレジットカードの 請求額が3万円で、マルチ組織の会員登録もされていた。

知人に言うと「差額の1万円を振込で支払う」と言われたが、 **支払われないまま連絡がとれなくなった。**(20代女性)

一言アドバイス =



- ○他人に商品を紹介し購入につながればマージンが得られると 誘う、いわゆるマルチ商法のトラブルと考えられます。
- ○友人や知人からの誘いは断りにくいものですが、断る勇気も 必要です。マルチ商法は、時には人間関係を壊すことになり かねません。
- 北海追消費者
 ○安易にクレジットカードで決済したり、借金したりしてきで
 教育PRキャラクター 契約しないようにしましょう。
- ○サポート情報のバックナンバーはこちらから ~18歳から大人~若年消費者のための特設ページ

URL: https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/sak/youngindex.html



困った時はひとりで悩まず相談しましょう! 北海道立消費生活センター 受付時間 平日/午前9時~午後4時30分

相談専用電話 📞 050-7505-0999

消費者ホットライン* 【 188 (「嫌や!」泣き寝入り)

※全国共通の電話番号。お住まいの市町村など、近くの消費生活相談窓口をご案内します。

